

議 事 錄

会議名	平成30年度第2回寒川町情報公開審査会 平成30年度第2回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成30年6月20日(水)9:00~12:00	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会第2会議室		
出席者	委 員：森田、片岡、清水、鶴園、谷澤 事務局：野崎(総務部長)、三橋(総務課長)、高橋(行政総務担当主査)		
議 題	(1)議事録承認委員の指名 (2)行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備に対する質問について (3)寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について (4)その他		
決定事項	(1) 清水委員・鶴園委員を指名		
議 事	別紙のとおり		
資 料	資料：行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備に対する質問について (第1回審査会にて配付した次の資料を使用) 資料番号1：諮問案件資料(※審査事項のため本資料は非公開) 追加資料1：前回諮問案件について(報告)		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	清水 進 鶴園 二郎	(平成30年8月22日確定)	

議事の経過

- ※ 開会前に、町長の代理として野崎総務部長より、清水委員に委嘱状を交付。
- ※ 事務局より、寒川町情報公開審査会規則及び寒川町個人情報保護審査会規則第3条第2項に基づき、委員全員の出席により会議の成立要件を満たしていることを報告。

1. 開会 片岡会長

2. 議事

第1号 議事録承認委員の指名
清水委員及び鶴園委員を指名した。

第2号 行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備に対する質問について

【説明】事務局より、資料に基づき説明。

質問事項について、次のとおり取り扱うこととした。

○ 口頭意見陳述の手続き及び運用について、

より公平な審査を行うため、情報公開条例第18条第4項の規定に基づく実施機関の説明を聞く必要があることから、口頭意見陳述実施手順(案)の6 審査請求人の意見陳述の次に盛り込んで運用することとする。

口頭意見陳述における注意事項(案)のうち、「口頭意見陳述の場における録音等を禁止する」という表現について、条例は、審査会の会議は非公開とすると規定しているだけで、録音等を禁止する旨の根拠規定は無いことから、「録音等はご遠慮願います」という表現に改めることとする。

今回からやり方が変わることになるので、口頭意見陳述の冒頭に申立人等に対して、口頭意見陳述の進行の手順を説明することとする。次回からは、事前に事務局から申立人等に口頭意見陳述の手順を説明しておくほうが望ましい。

○ 提出資料の写しの送付に係る審査会の意見聴取について

意見書等の提出があったときは、原則として写しの送付等を行うこととし、写しの送付等を拒む「正当な理由」に該当する記載がある場合には、当該部分を黒塗りして送付等を行うこととする。事務局から提出者に対してその旨を説明し、必要に応じて意見書等の記載について指導することとする。

写しの送付等に係る審査会の意見聴取については、事務局で提出者の意思を確認した上で、委員に対して文書で諮る運用とし、審査要領第4条の改正は行わないこととする。

○ 意見陳述者の人数制限について

資料のとおり、審査要領第6条の2ただし書を改正することとする。

→ 事務局より、審査要領に条項ずれ等があるため、併せて改正する旨を報告した。

審査要領6条第2項中「条例第19条第2項」→「条例第19条第3項」

審査要領第9条中「不服申立人」→「審査請求人」

例規整備に関して、次の要望があった。

行政不服審査法の全部改正に伴う例規整備にあたっては、改正前に審査会委員に対して意見聴取を行っているが、その後、改正した内容について委員への報告ではなく、改正に伴う運用方法等を討議する機会もなかった。今後、審理方法の変更を伴うような大きな改正があった場合は、速やかに審査会を開き、運用について委員が討議する機会を設けてほしいとの要望があった。

→ 事務局より、今後、大きな改正があった場合は、今回の要望を踏まえて対応する旨を回答した。

第3号 寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について

【口頭意見陳述に先立ち、審査請求事案について次のとおり争点の確認を行った。】

1. 問題となった発言について

発言の背景及び文脈を、審査請求人及び実施機関の双方に確認する。

██████████を深刻で無いと考える理由を確認する。

2. 適用条項及び処分の時点について

情報公開条例第5条第1号ア及びウの解釈について実施機関に確認する。

公文書部分公開を決定した事情及び処分を決定した時点を実施機関に確認する。

3. 責任について

██████████責任に対する考え方を審査請求人に確認する。

【委員全員で編集前のP R番組録画映像を視聴し、██████████映像を確認した。】

*暫時休憩し、口頭意見陳述実施のため会場設営を行った。

【口頭意見陳述を実施した。】

詳細は、別紙口頭意見陳述聴取結果記録書(*当該記録書は非公開)のとおり。

審理のまとめ

1. 問題となった発言について

○ ██████████と主張するが、少なくとも教育の現場では、教師が学生に対して使ってはならない言葉である。

- 審査請求人が、[REDACTED]一連の対応が不当であると問題提起したいのであれば、むしろオープンにして議論するべきであって、なぜ隠そうとするのか解せない。
- 審査会は、公文書を公開することが良いかどうか、また、その根拠の正当性について審査する場である。文書の作成過程などについて審査する権限は持っていない。その点について、審査請求人の考え方と食い違いが生じているようである。

2. 適用条項及び処分の時点について

- [REDACTED]業務遂行中のものであることは間違いないので、職と職務の内容の公開については、条例第5条第1号ウに該当する。
- 氏名の公開について、議会事務局は、決議文の議決の際に氏名を公開していることから、条例第5条第1号アの「慣行として何人でも閲覧することができる」とされている情報に該当すると説明したが、議決における公開は地方自治法や議会内部の規程に基づくものではないか。
- 15日に公文書公開請求が出て、6日後の21日に決定しているので、処分のスピードとしては早い。[REDACTED]意図的に処分を引き延ばしたというような、不正な操作があったとは認められない。

3. 責任について

- 審査会は公文書の公開について審理する機関であり、[REDACTED]の責任や町長及び議会の責任については審査会の権限の外にあることなので、審理は行わない。

今後の審理の流れについて

本日の審理結果を踏まえ、事務局で答申案を作成する。

答申案を確認するため、再度、審査会を開催する。開催日は後日調整して決定する。

第4号 その他

事務局より、前回諮問案件に係る審査会指摘事項への対応について、報告を行った。

5. 閉会 片岡会長

以上